

ときがわ町中小企業及び個人事業主新型コロナウイルス感染症防止対策Q & A

■目次

1.規模要件

2.対象者

3.対象経費

4.申請・交付

5.交付決定

6.振込

7.税の取り扱いについて

1.規模要件

Q1 補助金の対象事業者の規模要件は。

A1 法人・個人共通：中小企業基本法第2条第1項の中小企業に該当する事業者

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 製造業・建設業・運輸業・ その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万以下	100人以下
④ 小売業	5,000万以下	50人以下

なお、一般社団法人等についても上記従業員数を適用します。

Q2 従業員数の定義は。

A2 パート・アルバイトを除く正社員の人数となります。なお、会社役員や個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q3 従業員の人数はいつ時点のものか。

A3 申請時点の人数です。

2.対象者

Q4 【個人事業主】 町外に住んでいるが、ときがわ町で事業を行っている。対象になるか。

A4 ときがわ町内に住所を有していることを要件としていますので、対象外となります。

Q5 【個人事業主】 ときがわ町内に住んでいるが、町外で事業を行っている。対象になるか。

A5 ときがわ町内に住所を有していることを要件としていますので、対象となります。

Q6 【法人】 本店が他市町村にあり、事業所がときがわ町にあるが対象となるか。

A6 全体の売上高の内、ときがわ町での売上高が全体の売上高の半分以上占める場合、対象となります。

Q7 【法人】 ときがわ町での売上高が半分以上占める証明は何をもって証明すれば良いか。

A7 事業者名と事業者の押印がなされた物で、任意の売上高帳等で売上が分かり、全体の売上とときがわ町での売上を比較したもので証明して頂ければ、それをもって証明とします。

Q8 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業組合法人、農業法人、組合、又は有限責任事業組合（LLP）は給付対象となるか。

A8 地方税法第72条の2の第4項より法人とみなし、ときがわ町に主たる事務所又は事業所があり町税を納めていれば対象となります。但し、該当する事業規模についてはQ1の通りです。

Q9 個人農家も対象となるか。

A9 Q1記載の要件を満たしていれば対象となります。

Q10 【個人事業主】 ときがわ町内に住所を有することとは、いつ時点なのか。

A10 申請時点で住所登録されていれば対象となります。

Q11 町税に滞納がある場合は対象とならないか。

A11 申請時点で町税に滞納がある場合は、対象外となります。ただし、納税猶予や納税相談を受けている方については別途ご相談下さい。

Q12 いつ時点で開業していれば対象となりますか。

A12 申請時点で開業していれば対象となります。

3.対象経費

Q13 いつの時点で申請すればよいか。

A13 対象となる物を購入した後、必要書類を添えて申請して下さい。

Q14 領収書を紛失して手元にない場合、対象となるか。

A14 領収書が無い場合、対象となりません。

Q15 ネットや通販で購入した為、領収書がありません。その場合は対象になるか。

A15 メールや注文履歴等、購入した事が分かる書類があれば対象となります。

Q16 今回申請する対象経費が国や県等の他の補助金と重複するが申請できるか。

A16 ときがわ町では他の補助金と重複しても申請できます。ただし、他の補助金が重複可能としているかについては、その補助金の相談窓口を確認してください。

Q17 補助対象経費を購入又は契約した時に分割支払いにし、申請時点でも支払いが完済していないが、対象となるか。

A17 申請時点で支払いが全額完済したものを対象とする為、対象となりません。

Q18 補助対象経費をポイントで支払いをした場合、対象となるか。

A18 ポイントで支払った場合も対象とします。

Q19 対象経費をリース契約している場合、対象となるか。

A19 対象経費をリースで支払っている場合、ランニングコストとみなされる為、所有権が申請者本人にない場合も含めて対象外となります。

Q20 既存設備の更新も対象となりますか。

A20 既存設備であっても、感染症対策に対応した設備更新であれば対象となります。

Q21 対象となる経費が定価よりも安価で購入できましたが、対象となる経費の額は定価となるか。

A21 実際購入した購入金額が補助対象額となります。

Q22 テレワークやオンライン会議をする為にスマートフォンを購入したが対象となるか。

A22 スマートフォンは汎用性が高い為、対象となりません。

Q23 売り掛け払いにした為、支払いは済んでいないが商品は手元にある場合、いつの時点で申請すればよいか。

A23 支払いを終えた後、領収書を添えて申請して下さい。

4.申請・交付

Q24 インターネット環境がないが、申請書類はどこで手に入るか。

A24 ときがわ町のHPからダウンロードする他に、ときがわ町役場産業観光課（第二庁舎 2 階）の窓口、又はときがわ町商工会の窓口にて配布しております。

Q25 書類を持参して申請してもよいか。

A25 感染拡大防止の観点から原則、郵送での申請をお願いしています。

Q26 郵送での申請の場合、普通郵便でもよいか。

A26 普通郵便でも受け付けますが、書留又はレターパックなど、追跡が可能な方法による申請をお勧めします。

Q27 手続きに掛かる費用（郵送料や証明書等）は自己負担か。

A27 郵送料や証明書発行手数料等、申請に掛かる費用については自己負担となりますので予めご了承ください。

Q28 複数店舗を所有する場合、店舗毎に申請できるか。

A28 1 事業者 1 回のみの申請としている為、店舗毎に申請はできません。

Q29 領収書の宛名は、申請事業者の名称でないといけないのか。

A29 同一であることが必要です。ただし、個人事業主については屋号が宛名になっている場合、他の申請書類で屋号が確認できれば申請できます。

Q30 交付の可否はどの様に確認できるか。

A30 町で審査後、交付決定通知の発送をもって交付の可否を発送します。

Q31 交付決定を受けた後、提出する書類はあるか。

A31 再度提出頂く書類はございません。

5.振込

Q32 いつ支給されるのか。

A32 概ね 2 週間程度でご指定の口座にお振り込みします。

Q33 振込口座を分けることはできるか。

A33 振込先を分けることはできません。ご了承ください。

Q34 申請書兼請求書に押印する印鑑は銀行印でないといけないか。

A34 スタンプ式以外の印鑑であれば任意の認印で構いません。

6.税の取り扱いについて

Q35 本補助金は課税対象となるか。

A35 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。ただし、本年の確定申告の収入に参入する必要があります。

Q36 前期の事業年度で購入し経理上、経費で計上している物に対して申請した場合、修正申告をする必要があるか。

A36 修正申告をする必要はありません。ただし、補助金の交付を受けた事業年度の益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に計上する必要があります。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。